

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 亀山市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
15,542	367	474	16,383

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等か らの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	24,618	21,836	2,782	1,332	126	21,212	基金から112百万円繰入
一般会計等	24,618	21,836	2,782	1,332		21,212	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保健事業特別会計	3,714	3,629	85	85	191	-	-	
老人保健事業特別会計	361	360	1	1	29	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	653	644	9	7	383	-	-	
農業集落排水事業特別会計	510	489	21	21	258	3,050	2,952	
公共下水道事業特別会計	1,647	1,599	48	28	274	7,618	5,721	
水道事業会計	860	780	80	956	14	3,177	3	法適用企業
工業用水道事業会計	68	60	8	176	-	565	-	法適用企業
病院事業会計	1,560	1,560	0	1,540	498	617	449	法適用企業
国民宿舎事業会計	136	148	△12	157	-	-	-	法適用企業
公営企業会計等 計				2,971		15,027	9,125	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
三重県自治会館組合 (うち一般会計)	168	165	3	3	7	-	-	
(うちデジタル地図特別会計)	800	795	5	5	-	-	-	
鈴鹿亀山地区広域連合 (うち一般会計)	78	78	0	0	-	-	-	
(うち介護保健事業特別会計)	11,592	11,475	118	118	-	-	-	
三重地方税管理回収機構	302	165	137	137	-	-	-	
三重県後期高齢者医療広域連合 (うち一般会計)	258	247	11	11	-	-	-	
(うち後期高齢者医療特別会計)	138,013	134,771	3,242	3,242	451	-	-	
三鈴鈴亀農業共済事務組合	459	442	17	545	-	-	-	法適用企業
一部事務組合等 計				4,061				

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
亀山市地域社会振興会	1	251	30	31	-	-	-	-	
亀山市土地開発公社	14	408	6	-	462	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			36	31	462	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,275	4,367	1,092
減債基金	283	285	2
その他充当可能基金	2,604	2,928	324
充当可能基金 計	6,162	7,580	1,418

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.10	8.13	0.03	△ 12.68	△ 20.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	27.30	26.26	△ 1.04	△ 17.68	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	4.8	4.2	△ 0.6	25.0	35.0	水道事業会計	-	-	-
将来負担比率	21.5	-	-	350.0		工業用水道事業会計	-	-	-
財政力指数	1.20	1.33	0.13			病院事業会計	-	-	-
経常収支比率	74.6	69.8	△ 4.8			国民宿舎事業会計	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。